

平成 25 年度 第 1 回成田市学校給食センター運営委員会議事録

日 時 平成 25 年 11 月 7 日（木）午後 1 時 30 分から

場 所 学校給食センター玉造分所会議室

出席者 1 号委員 金山委員

2 号委員 上野委員・櫻井委員

3 号委員 京増委員・中村委員

事務局 関川教育長・深山教育総務部長

藤崎所長・伊藤主幹・木内主幹・窺係長・藤嶋主査

齊藤副主査・一鍬田栄養士

- 議題
1. 成田市学校給食食物アレルギー対応マニュアル（案）について
  2. 消費税法の一部改正に伴う学校給食費の改定について
  3. 学校給食施設の整備状況について

○開会

司会 本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本委員会につきましては、成田市学校給食センター設置及び管理に関する条例第 6 条により、委員 10 名以内をもって組織されるようになっており、現在は 9 名の委員構成になっている中で、過半数を超える 5 名の委員の出席をいただきました。よって会議は成立しております。それでは、ただ今から、平成 25 年度第 1 回成田市学校給食センター運営委員会を開催いたします。

どうぞ、よろしく願いいたします。

はじめに、中村委員長よりごあいさつをお願いしたいと思います。

○委員長あいさつ

委員長 委員長の中村でございます。皆様におかれましては、本日の平成 25 年度第 1 回成田市学校給食センター運営委員会にお集まりいただきありがとうございます。このところ、天気の方も安定しませんでしたので、学校の運動会なども延期などとなり、関係者の皆様は色々お気遣いされたり大変なご苦勞があったことと思いますが、ようやく安定した日々が続くようになってまいりました。

学校給食につきましても、いろいろと気遣いがあると思いますが、今年開校した公津の杜中学校共同調理場の方も順調に進んでいると聞いております。

本日は議題も沢山ありますので、ご協議のほどよろしく願いいたします。

○教育長挨拶

司会 ありがとうございます。続きまして、関川教育長よりご挨拶を申し上げます。

教育長 4 月より教育長として勤務させていただいております関川でございます。本日は成田市学校給食センター運営委員会ということでお集まりいただきましてありがとうございます。学校給食をめぐる課題は様々ありますが、最近のニュースでは、食物アレルギーの問題が大きく、死亡するケースも出ていますので、給食については安全第一で、そしてまたおいしい給食ということで、私たちの課題は沢山ありますが、4 月から公津の杜中学校に新しい親子方式による給食施設が出来上がりまして給食を提供しております。ここでは、特別調理室を設けており、まずは 10 月から卵と乳の 2 品目

の食物アレルギー除去食を提供できるように準備を進めてまいりました。  
しかし、現在のところ、食物アレルギー食は作らないでいる状況です。と  
言いますのも、保護者の方からの申し出がないためですが、潜在的には食  
物アレルギーを持つお子さんもかなりいるのではないかと考えられます。中  
学生では自分で食べられないものを除去しているお子さんもいると聞いて  
おりますが、今後、学校給食はそういったお子さんにもきちんと対応して  
いくことが求められていくと考えられます。そういった中で今日は、学校  
給食食物アレルギー対応食マニュアル（案）を提案させていただいており  
ます。

それから、消費税についてですが、来年度から 8%に上がるということで、  
給食費は給食の食材を購入するにあたって、改定せざるを得ない状況でご  
ざいます。したがって、消費税法の一部改正に伴う学校給食費の改定  
について提案させていただいております。

最後に学校給食施設の整備状況ということで、公津の杜中学校では、給食  
施設がスタートしましたが、今年度本城小学校に新しい給食施設を  
建設いたしますとともに、今後の計画と合わせて皆様方にご報告させてい  
ただきますので、忌憚のないご意見を頂きたいと思っております。本日はどうぞ、  
よろしく願いいたします。

#### ○委員紹介及び職員紹介

司会 続きまして、藤崎学校給食センター所長より、運営委員会で代わられた委  
員の方のご紹介と本年度の事務局職員の紹介をさせていただきます。

所長 それでは、私のほうから委員の方の紹介をさせていただきたいと思っております。

1号委員で前任の古川委員に代わりまして、遠山中学校の鈴木 充校長先生が新たな委員としてなられました。なお、鈴木委員は、本日都合により欠席となっております。

つづきまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(事務局職員の紹介は省略)

## ○議事

司会 続きまして、議事に入らせていただきます。本日の会議は、成田市学校給食センターの管理及び運営に関する条例第9条の規定により、委員長が会議の議長となるとなっておりますので、中村委員長に議長をお願いしたいと思います。それでは、中村委員長よろしく願いいたします。

議長 それでは、命により本日の運営委員会の議長を命ぜられました中村でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

では、まずはじめに、議題第1号「成田市学校給食食物アレルギー対応マニュアル(案)について」の事務局からの説明を求めます。

所長 それでは、議題第1号「成田市学校給食食物アレルギー対応マニュアル(案)」についてご説明させていただきます。

本市の学校給食につきましては、現在のセンター方式では、大量調理等の理由により、アレルギー対応食の提供が困難となっておりますが、本年4月に運用を開始した公津の杜中学校学校給食共同調理場におきましては、特別調理室を設置し、アレルギー対応食の提供を可能としております。具体的な対応につきましては、まずは卵と乳の2品目から始めるものとし、その後徐々に対象品目を増やしてまいりたいと考えております。今後も随

時同様の施設を整備することにより、アレルギー対応食の提供が可能とな  
ってまいります。そこで、食物アレルギー対応食の提供を開始するにあた  
り、その方針や手続きなどの基本的な事項について、関係者が一致した共  
通理解を図り、不測の事態にも対応できるようマニュアル案を作成しまし  
たので、その内容をご説明しますとともに、ご意見をいただきますようお  
願い申し上げます。なお、詳しくは担当者よりご説明申し上げさせていた  
だきます。

担当者 (成田市学校給食食物アレルギー対応マニュアル(案)の内容について説  
明)

議長 ただいまからの事務局からの説明にご意見等ありませんでしょうか。

所長 (食物アレルギー対応用の個別保温容器について、実際に個別保温容器を  
各委員に回覧していただきながら、説明) 個別保温容器の中にご飯と汁物、  
おかずが2つの容器が別々になって段で入っております。学校現場におき  
ましては、アレルギー対応用の容器から、普通の容器に盛りかえるような  
やり方もありますが、やはり間違えがあってはならないということで、ト  
レイは同じものを使いますが、器の方は専用のもので対応した方が安全な  
のかなと考えております。

委員 小学生も中学生も同じ容器なんですか。

所長 はい、そうです。

議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、ご意見等ありましたらよろし  
くお願いいたします。

委員 うちの学校の児童で、白いご飯はおかわりをしています、海老、カニ、

卵がダメで、その献立の時にはチェックして保護者が代替のものを届けてくれているのですが、例えば、お母さんが今日はどうしても作れなかったような場合は、養護教諭などと本人に事情を説明して、今日は白いご飯を食べていようね、と話す場合もあるのですが、その場合はご飯はどうなんでしょうか。空っぽのままの容器をいれるのでしょうか。

所長 ご飯が大丈夫な場合でも、ご飯用の容器を除いて個別保温容器に入れるのではなく、いつも4点セット（ご飯用、汁物用、副食1、副食2のかたち）で入れるようにしています。そうしませんとガタガタしてしまいますので、そのように届けるようにいたします。

委員 その中に何が入っているかは、その時しだいというものなのでしょうか。

所長 その子専用の容器になっていますので。除去食が入っています。それは献立を見て、いついつの分は何がダメですというというようなことで、それが分かるようなかたちになります。

委員 そのこのところは、多少なりとも担任や学校によっては養護教諭や、上の学年になれば本人ですけれども、判断して決めるのでしょうか。

教育長 そうではなく、対応食は全部個別容器で出すというのが基本なんじゃないですか。ご飯も含めて。食べる可能性、危険性があるので、全て個別容器で出すというのが基本です。

委員 それでおかわりもなしということですか。

所長 基本的にはおかわりはなしということですか。

部長 アレルギー食でない一般の給食はご飯も、調理過程のどこかで混入する可能性があるということですから。調理自体を別室で行って、そこで個別保

温容器に入れ、配送されてくるわけですから。そういう考え方ですよ。

所長 はい、そうです。

教育長 調理の過程で、混入する危険性があるとか可能性自体があることが、既に危険ということで取り組んでいくわけです。例えば、ご飯は蓋を開けることとはないとは思いますが、仮に何かあった時に、粉、粉末が飛んできたとかいう場合でも危険性がある。そういった危険性を全て排除するために特別調理室で作るということです。つまり、全く別コースで作っていくという考え方が基本となっているので、これは食べられるから他の子たちと同じ器でいいんだよ、ということではないんですということ考えているんだと思います。

議長 食事は命を育むものであると同時に命を脅かす可能性もあるわけで、完全に別のもので調理をするということで、別のものとしての対応をお願いしたいと思います。

教育長 1 ページの実施要件、これは卵と乳をやっている時のもので今後ずっとこれをやるというのでなくて、臨時的といいますか卵と乳をやっている時のものと考えてよろしいんですか。

所長 はい、そうです。

教育長 そうすると、2 番目のアナフィラキシーショックの発症の危険性がないと学校生活管理指導表において、医師から診断されていること、というのは、アナフィラキシーショックの可能性のある人には、除去食の提供はできないということなんですか。

所長 今のところはそういうことです。

教育長 アナフィラキシーショックの可能性がある人には、除去食の提供ができません、ということにすると、対応食にならないんじゃないかなと思うのですが、いかかでしょうか。

所長 そういう方で、いわゆる重篤という方の場合でも、保護者や学校関係者などと話し合いをして判断していくことになると思われませんが、重篤な場合には、お弁当の持参という方法も念頭に対応してまいります。

教育長 重篤でなく、アナフィラキシーショックがなければ、アレルギー除去食を提供する必要はないんじゃないですか。そういう危険性があるから、除去食を作るんじゃないですか。危険であるから、危険でないものを作るんであって、最初から重篤でなくて、アナフィラキシーショックの危険性もないのであれば、除去食を出す必要はないんじゃないですか。

委員 アナフィラキシーが起こるかどうかは、量の問題ではないんですが、最近言われているのは、本当に少ない量から少しずつ例えば卵を食べさせていくという訓練をする病院も日本に4, 5か所あり、そういった所を増やしていくということが試みられています。

また、実際の現場で診断書を書く時、この子が学校給食を食べていいのか悪いのか、それから、アレルギー除去食くらいのレベルだったら許容できるのか、これはたぶん卵や牛乳だけの問題ではなく、もし非常に敏感だとありとあらゆる食事が、だめな子はだめなんです。たぶん、そういうアレルギーが激しい子は、給食自体がもうだめなんです。食事はもう専用の食事をとってもらうしかないので、そういう極端なアレルギーのお子さんは残念ながら、アレルギー除去食であっても、難しいですよと判断せざるを



えない時があります。それ以外の場合、一般的な食物アレルギーの子どもたちに関しては、まずはアレルギー除去食で大丈夫でしょうということになるんですが、だからと言って、アナフィラキシーを起こすか起こさないかというのは、医者には判断ができません。というのもこれは数値化できないので、血液検査にしてもスクラッチテストにしても、これが全てではないんですね。これで反応が弱くてもアナフィラキシーを起こす時は起こす、というのはなぜかと言うと、その時の検査はその時点なんですね、その後、何回か感作されてしまえば、アレルギーの量がぐんぐん上がったりします。ですから、そのへんは現時点ではということであって、半年先、1ヶ月先はということとは分からないわけです。ですから、あまり杓子定規にとっていただかなくていいかと思います。それはお医者さんの判断、あるいは保護者の判断だと思うんですが、この子がアレルギー除去食で対応してもらえるんだったらありがたいね、ということでお願いすることになる、あるいはとてもとてもそのレベルではありません、残念ながらこの子は特別で普通の食事では無理ですからという制限をしてしまうのかという2つなんじゃないかなと思います。

感作…特定の抗原（アレルギー反応を起こす原因物質）に対して、免疫反応を起こす態勢が体内に出来上がった状態。この状態で同一の抗原が再び体内に入るとアレルギー反応が生じる。

所長           ありがとうございます。今頂いた先生の提言を十分考慮して、決定の時には、そういう方向で考えてまいりたいと思います。

委員           そのへんを文書にするとちょっと難しいと思いますが、見直して頂けたらと思います。

議長           それでは、事務局には除去食で対応できるかどうかの判断の見直しについ

てまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員 先ほどのおかわりの問題なんですけれども、結局調布のあの件も、チヂミのおかわりの問題から始まったので、おかわりということ自体は残念ですが、諦めてもらうしかないんですね、そうでないと、毎日のことですので、本当にこのおかわりは大丈夫なのかって現場の先生に毎回判断を求めるのは難しいと思ひます。残念ながらおかわりはできない、その中で頑張っ  
てね、って言ってあげるように。そのほうがお子さん本人も葛藤しなくてす  
みますから、一番いいのかなと思ひます。

議長 ほかに、何かありませんでしょうか。

それでは、私のほうから。マニュアルは色々細かく書かれていますが、  
その中で、共通理解を学校現場で図るといふのはどういふふうにしていく  
ことなのでしょう。

所長 年 1 回は学校の中で研修、勉強会を開いていただく、あるいはアレルギー  
を持っているお子さんがどの学年、クラスの子なのかといったことを知っ  
て頂いて、担任の先生だけではなく、学校全体で見守るといふかたちをと  
っていただくことだと考えております。

委員 それに関してなんですけど、給食だけではなくて、スポーツ外傷とか学校  
での急病に対してのマニュアルというものを、成田の医師団、教育委員会  
の養護の先生方と作りました。それをこの 9 月に全小中学校に配布してお  
ります。それをこゝういふ裏表の見やすいかたちでフローチャートにしたか  
たちで、子どもたちが急病になったり、アナフィラキシーになったりした  
場合にどういふ手順で先生方が動いて、それから親御さんに連絡して救急

車を呼んでという、そういうのをマニュアルのフローチャートにしたものを作りまして、配布いたしました。それに関しましても、ちょうど調布の件がありましたので、エピペンの使い方も含めて定期的には講習はしているようですが、ことが起こりました場合は、担任の先生だけじゃなくて、手の空いている先生全員で集まって、ことに当たらないといけないと間に合いませんので、みんなで一致協力して頑張って対応しましょうというマニュアルになっています。

議長 他に何かございませんでしょうか。

教育長 24、25 ページに参考様式としてチェック表というのがあるんですが、これはこのチェック表に必ずチェックしてやるんだということなのではないでしょうか。

所長 そのとおりです。

教育長 調理場から学校にというのは、例えば学校では配膳員さんが受け取る場合がありますが、その場合は配膳員さんが受取者になるということですか。

所長 配膳員さんに限らず、その学校で誰が受取者になるかは、各学校の判断によるところもありますので、各学校で決めて頂くことになります。

教育長 そうすると、この給食を受け取った人が、次のページの教職員へと渡し時間を記入し、その後、教職員から本人に渡し教職員が時間を記入する。では本人はどうするのですか。

所長 本人はここでチェックをして受け取るようになります。

教育長 ここで詳しくチェックの流れについて書いてありますが、実際にやるとなると何度もチェックをして大変だなと感じます。本人は子どもですから、えんぴつか何かで誰かがチェックしても分からないので、そのへんで、こ

ういったものをつける必要があるのかなと。細かいことですが、実際に手続き上で安全に、かつなるべく簡単にいくようにした方がよいと思いました。

所長 最終的には担任の先生から本人にいきますので、担任の先生が何時に本人に渡したというのがあれば、安全確認はできているのかなとは思っています。

教育長 内容確認のチェックというのは誰がするのですか。

委員 最終的にその子が何の除去食かというのが分からないと内容確認はできないんじゃないかなと。その子が何の除去食かというのが分からないと担任の先生も内容確認、チェックができなんじゃないかなと。できれば個別容器にも、乳とか卵とか何の除去食かということが書かれているほうが内容確認のチェックができると思います。

教育長 これは逆に、調理場で作って配送する前に、これは卵の除去がしてありますよ、と確認して送ってくれないと受け取る側もよく分からない。

委員 今、教育長が言ったように、この流れを学校でやるというのは、非常に変に慣れてしまうとどこかで、ミスが出てしまったり、しちゃいけないことですよね。たぶん、こう基本マニュアルじゃないですけど、指差し確認などの方法で流していくしかないんじゃないかなと思うんですけど。これから徐々に色々な親子方式の所で、実際に学校の流れの中で、工夫されていくと思うのでそういった方法をいくつかストックしていただければ有りがたいかなと思いました。もし自分の学校だったらというのはイメージできるんですが、やはり、その学校ごとに流れが違うと思いますので、いくつかのマニュアルを先行事例で決めといて頂けるとありがたいなと思

いました。例えばこれが、一般の給食の配膳室というところに置かれますよね。配膳員さんがワゴンに載せたり。これに関しては、そういったほっておくというのができないので、人の手から手へあったほうがいいのかなと思ったので、そういうことも含めて、また実際にやっていくと課題が出たり良い方向がでたりすると思いました。

教育長 これも例えば、学級の同じ食器の中に入れるんじゃなくて、職員室だとか事務室などそういったところに持って行って、そこまで本人が取りに来るとかで、確実に本人の手に渡るといふ、途中他の子どもの手を介さないということが大事なことだと思います。だからそういう意味でやはり受け渡しは教職員がやるしかない、他の子どもに触れさせないようにしなくてはならないかなと思います。

委員 そうですね、本当に手から手になんか感じました。

議長 せっかく作った除去食なんですから、確実に本人の手に届くようなかたちで進めていただくことが大切だと。

教育長 そうですね、やはり本人に渡しながらか、これは卵の除去食だよ、と言って渡すとか、そういったことをやはりやっていく必要があるかなと思います。とそのためチェック表かなと思ったんですけど。今ちょっと大事なことがでましたので、何の除去食か分かるようにしていただくと。当面は卵と乳なんですけど、今後 7 品目まで増やす予定だということで、そうなってくるとそういうことをきちんとやっていかないと危なくなると。

議長 それでは、今出たようなことを進めていただくということをお願いします。

委員 献立表というのは、ある程度アレルギーの子どもさん用の献立表を予め作

っておくということですか。

所長 そうですね、現在のサイクルですと前月の月末で、本当に食べる前ですね。

委員 確認というのは、本当は確認のしようがないんですね、内容確認というのは。例えば今ですと 3 種類ですよ。牛乳だけの人、卵だけの人、牛乳も卵もだめな人の献立ですよ。その献立表とか内容を確認したら、ああそうですよねとやるのか。これが 7 品目になったらとんでもない話になるわけですよ。そうするとその子ども用の献立っていうのを、わざわざ誰々さん用と今日の献立あっている、どういうようにやっていくのか。見ただけでわかるのですか。便宜的に見て、ああ同じだねって。だけど中にどれだけの成分が含まれているか分からないわけですよ。それはもう信じるしかないわけですよ。

教育長 やはり作った人が容器に入れる時に確認してきちっとやるっていうのが、基本で、それを確かに受け取ったか受け取らないかの確認しかできないわけですよ。

栄養士 どれだけ気をつけていても、事故というのは起こる時は起こると思いますので、それを防ぐために二重三重にチェックするというのは、確かに調理側でも大変だと思いますが、行っていただいたほうが安心かなというのがあります。

議長 除去食はその子のために作ったものですから、やはり確実な方法でその子に届けてもらうということが大事なんじゃないかなと思います。そのほか、何かございますでしょうか。

教育長 今の内容確認についてはもう少し検討するということをお願いします。

所長 わかりました。

議長 よろしいでしょうか。原案として出されましたけれども、ご意見として出た内容が分かるようにしていただいて、あるいは提供できるかどうかの判断、これは慎重に検討しながら見直していただきたいと思います。

原案として出ていますけれど、これについてみなさんいかがでしょうか。

承認いただいたということでよろしいでしょうか。

(はい、という者あり)

それでは 2 号議案について「消費税法の一部改正に伴う学校給食費の改定について」事務局の説明を求めます。

所長 それでは、消費税法の一部改正に伴う学校給食費の改定につきまして、ご説明させていただきます。

このことにつきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律により、消費税法の一部が改正され、平成 26 年 4 月 1 日から税率が現行の 5%から 8%となります。消費税は国内における全ての商品の販売、サービスの提供などを課税対象とし、取引の段階ごとに課税される税であり、地方公共団体の提供するサービスも課税対象となることから、給食費に消費税を転嫁しようとするものです。改定額でございますが、表を見ながらご説明させていただきます。

現在は小学校が日額 230 円で月額 4,000 円ですが改定案として、日額 240 円、月額 4,200 円に、中学校が現在日額 260 円、月額 4,600 円ですが改定案としまして日額 270 円、月額 4,800 円に。また幼稚園が現在日額 160 円、

月額 2,800 円のところ、日額 170 円月額 2,900 円にそれぞれ改定しようとする案でございます。日額については若干補正額が大きいかたちになりますけれども、これは転入転出時の日割計算の時に使用するというもので、月額につきましては、税を含まない日額の金額に 8%を掛けて、それから年間の基本となる 195 日を掛けまして、それを 11 ヶ月で割り返しております。100 円未満については補正をさせていただいて、100 円にさせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局から説明がありましたがご意見がありましたらよろしくお願いいたします。

所長 　昨年も給食費は大変厳しい状況で値上げについてお諮りいただいております。いただいたところなんですけれども、庁内のコンセンサスが得られなかったということで、従前の金額で運営しております。また、大変厳しい状況ですが、栄養士のほうも頑張ってお立をたてているところでございます。ただ消費税につきましては、どうしても転嫁されてくるものでございますので、消費税分だけにつきましては値上げということをお願いしたいと考えております。

委員 　お知らせというのはどのようにしていくんですか。

所長 　はい、お知らせというのは全戸にまいります。

委員 　いつごろになりますか。

所長 　この後、教育委員会会議に提案し、議会で報告をして 1 月くらいにはなんとかお知らせできればと考えております。

委員 　来年度の新入生に対する色々な書類等のお知らせがもう始まるんですが、



給食費についてはだいたいこうですよ、とか。就学前健康診断などがすでに始まるんですが、その中で給食費については、もう改定されますよとかお知らせしてもよろしいのでしょうか。

所長 できれば、段階を踏んだなかで決定をしていきたいと考えておりますので。

委員 それでは、もうしばらく待つとします。

教育長 説明されるのはいつごろですか。年が明けてからではなくて、年内にやっ  
てしまいますか。

委員 健康診断は来週なんですけれども、徐々に色々な書類を整えていき、新入  
生の入学説明会は1月の末から2月初めにかけてですので、その時には出  
していただけるということですか。

所長 市内で成田地区の方ではすでに10月から入っていた学校もありましたので、  
その時には現状の給食費で消費税の一部改定があります、という一文を加  
えて出しております。

委員 そういうことについては、うちはもうすぐに来週11月に健診があって、や  
らなくてはいけないので、健康診断があってその時にだいたいの見通しと  
いうことで、保護者に伝える、で実際に銀行引落しの手続き用の文書等を  
作ってもらえるのは、1月の末から2月の始めということですか。

所長 はい、それには間に合うと思います。あと施行日が26年の4月1日からと  
いうことでしたが、26年度分の給食費からということで、給食実施月の翌  
月請求ということですので、4月の請求は前年度金額の請求になりますので、  
それは現状の金額で請求するということになります。

教育長 この計算式の説明だと1食あたりの金額で、195日分の11ヶ月でやってま

すよね。でも実際に保護者の方が支払っているのは、月額いくらってかたちで払っているわけですよ。1食いくらっていうのは言ってないわけですよ。現在小学校の場合 4,000 ですよ、それは消費税込みの 4,000 円と解釈されていると思われるわけです。そしてこれを消費税分 8%にするんだよ、ということにするのであれば、4,000 円をもとに 1.05 で割って掛ける 1.08 にするのが普通なんじゃないかなと思うんですけども。

所長 元々の給食費の算定については、1食あたりの単価を出して、そこに年間の給食日数を掛けて、それを 8 月はお休みなんで 11 ヶ月で割ったものを月額金額として支払うというかたちになっていますので、計算方法としましては 1 食単価に消費税を掛けて、年間の日数を掛けて 11 ヶ月で割り返したものが月額金額になるということで算定しております。

委員 これで、単純に小学校でいうと 5%アップということになりますよね。3%じゃないんですよ。保護者としてはそこを見ると思います。結果ですから。3%じゃなくて 5%ですよ。100 円単位でなく 50 円単位ではだめなんですか。

所長 給食費については、ほかの例えば使用料など 10 円未満は切り捨てというかたちでやっているんですけど、実際に給食費の場合は食材の購入費ということで、そのまま還元されるものとしてご理解いただければと思っているところでございます。

委員 いわゆる便乗値上げなんじゃないかな、といわれるかもしれませんけれども。100 円単位にすれば、当然そうなるかと。ですから、そのへんを保護者に理解いただける内容にしないといけないと必ず意見がくると思うんです。だから、どうして 100 円なのかっていうことを具体的に計算式を

出すか、あるいは 3%なんだけれども、諸般の事情により今回あえて増やしました、ご理解をお願いします、というように、いままでの食材費の値上げがあっても値上げをせず据え置きをしてきましたので、というように何か添えないとたぶん反発だけが大きく声があがってしまって、そのへんは説明を考えないといけないんじゃないかなと思います。

所長 小学校の 4,200 円というのは、これは実際に計算すると、四千百九十何円だと思います。ですから月額でも数円の補正となっているんですけども、中学校ですと若干何十円か繰り上げというかたちになっています。

教育長 この計算式でいくと小学校 4,194 円、中学校 4,741 円、だから 60 円ちかく上がるということになっています。

所長 そうです、中学生の場合ですと 60 円近く上がっています。

議長 単純に上げ幅を掛けただけではないということですね。

所長 はい、そうです。

議長 そういう説明をしていただけるといいのではないかと思います。

教育長 これは、計算がおおよそ 4,200、おおよそ 4,800 となっているところが、おおよそ 4,194 円、おおよそ 4,741 円として、けれども 4,200 円と 4,800 円という金額にして、お願いをしないと色々と意見が出るかもしれないと思います。

議長 消費税が 3%あがるといっても、給食費も一律に 3%上がるんじゃないんですね。そういう説明を加えていただけるといいのではないかなと思います。

部長 中学校の場合、月額 10%とすると 4,829 円ぐらいになるんです。ですから限りなく 8%じゃなくて 10%に近い数字になってしまうところです。

委員 日額が 10 円アップということ自体が合わないと思います。そこで 10 円の単価を決める必然性はないと思います。しかし、転出する子どもたちに対してはあるんですね。

所長 そうですね、日額で日割計算をする場合にはその金額でやる必要があります。給食費を返還する必要があります。

委員 しかし、それをもとに 10 円アップからスタートした計算式は、保護者の方は納得しないと思います。それこそ、そこは細かく 1 円単位くらいにして、そうするとそのように上がらないんじゃないですか。

所長 そうです、240 円にはならないと思います。

委員 そのうえで、内容の説明を加えて、端数を切り上げてご理解をお願いします、というような言い方の方が理解してもらえるんじゃないかなと思います。

委員 ただ、そういう事情が分からないじゃないですか。今までずっと据え置きでやってきて、色々な食材の値段が値上がりしても、頑張ってきたんですというのが分かったら、保護者の方も理解してくれるんじゃないかなと思います。

委員 そうですね、何年間据え置いてきたんだから、その分も含めて端数を、そのようにさせていただきましたというのを正直に書いたほうがいいと思います。

委員 昨年度の 10 月 25 日の運営委員会議に出席した時に、学校給食費の改定についてという議題で、もっと大きな上げ幅を私たちは承認したと思うんですが、元に戻ったという経緯があって、ここに書いてある、つまり食材費

の値上がり等々のことが書いてあるので、この時には納得したという思いがありますので、保護者の方に納得していただけるような説明をしてほしいと思います。

委員 これだけ油が上がっていますとか小麦があがっていますとかいうことは、みんな分かっていますから、原材料費が上がっているということを説明していただけたらと思います。

所長 給食費の場合は、保護者から頂いた分は給食の献立の中身として還元されるということで、給食費は賄材料費ということで、ご理解いただけるようにしてまいりたいと考えております。

教育長 理由づけをきちんと書いて分かるように出した方がいいということです。

議長 みなさんの意見をまとめますと、消費税の値上げ分は理解するんですが、保護者にお知らせする際に、今までの経緯や理由づけについて、保護者に分かるような説明をしていただくようにお願いします。

それでは、ほかにご意見はございますでしょうか。よろしいですか。それではなかったということで、給食費の改定については一応ご理解いただいたということでお願いいたします。

それでは続きまして、議案第 3 号「学校給食施設の整備状況について」ということで事務局の説明を求めます。

所長 はい、それでは学校給食施設の整備状況についてご説明させていただきます。皆さんご存じのとおり、親子方式により整備を進めておりました公津の杜中学校学校給食共同調理場につきましては、本年 4 月より供用を開始し、順調に運用されているところでございます。アレルギー対応について

も10月より可能としておりますが、現在のところは申し込みがない状況で  
ございます。さて本年につきましては、現在本城小学校に給食施設の整備  
を進めているところでございます。本城小学校につきましては、発注のほ  
うもしております。資料を見ていただきますと、構造的には鉄骨造りの2  
階建てということで、建築面積については約989.58㎡ということで、約  
1,000㎡の施設でございます。2階でございますので、延べ床面積は1121.69  
㎡となっております。親子方式の組合わせでございますが、本城小学校に  
給食施設を設置しまして、本城小学校を親としてそこから3校、遠山小学  
校、三里塚小学校、遠山中学校に給食を配送することになっております。  
遠山小学校につきましては、来年4月東小学校と統合になりますので、そ  
ちらの分も含めた数値になっております。調理能力としましては、最大  
1,500食、ただ開校当初は1,350食という予定で対応を行ってまいります。  
1階については図面を見ていただきながらでございますが、これはドライ  
方式ということで、また作業区分ごとに部屋が分かれておりまして、汚染  
区と非汚染区に分かれております。左側から荷受けをして検収をします。  
そして、肉魚、野菜類の下処理室ということで分離をされておまして、  
そこから処理されたものが、加熱調理室の方で調理をされます。それでそ  
こから、配膳室を通過して配食をしていくという流れになります。これにつ  
きましては、この1,500規模の給食施設ということで、だいぶ建築費の方  
も高額になっておまして、今のところ約7億というようなことで実施を  
しております。昨年の公津の杜中学校ですと、ここは4億ちょっとでした。  
今回だいぶ加算していますのは、本城小につきましては、下水設備があり

ませんので、その処理槽とか校舎との接続に通路がありまして、2階部分で接続をしたり、そういうものがありまして高額になっております。今のところ、建築の執行率で言いますと約40%くらいだと思います。続きまして、本年度は、次の整備計画となっております公津の杜小学校の調理場の設計を行っております。ここも、鉄骨造りの2階建てになっております。ただ、ここは特殊なもので、児童ホームを2階に設置をするかたちで、計画されております。現在、児童ホームはありますが、公津の杜小ですとひとつは既に児童ホームがあつて、もうひとつについては体育館の会議室をお借りしてやっているという現状がありますので、そのへんを加味して、今度は給食棟の2階に児童ホームを設置するというかたちになっております。これも親子方式の組合わせにつきましては、親の公津の杜小と子が新山小ということで考えております。食数によりますと、開校時は1,200食、最大能力としましては1,500食を考えております。構造的なもの、流れ的なものはほとんど同じようなかたちで、荷受けをして下処理室、そこから調理室、配膳室というようなかたちで考えておりますので、ほとんど構造的なものは同じであつて、中の割り振りも同じようなかたちになっております。今回の設計につきましては、公津の杜小学校の設計を現在実施しているところでございます。また、今後の計画としましては、公津の杜小学校の後に、平成小学校で、平成小の組合わせにつきましては、橋賀台小学校との組み合わせになっております。その後に、美郷台小学校に建設し、八生小学校と成田中学校との組み合わせということで計画しております。その後の整備につきましては、今後の5か年計画の中で決定していきます

ので、まだ順位等は決定されておられませんので、ご理解いただきたいと思  
います。随時できるだけ早い時期に、整備を進めていきたいということで、  
執行部のほうにはお願いをしていくようにいたしますので、ご理解のほど  
よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局より、学校給食施設の整備状況  
について説明がありました。ご質問、ご意見等ございましたらよろしくお  
願ひいたします。

教育長 成田市がこういう学校給食調理場を、小規模給食センターのようなかたち  
で整備していくのですが、やはり相当な費用をかけて整備しております。  
そして、やはりできるだけ暖かい給食や安全でおいしい給食というものを  
考えた時に、小規模であった方が、やはりより良いものを作れるという、  
それから、いざ何か大震災のような場合があった時に、学校が避難所にな  
ったりして、その時に長期にわたって避難者がいるような時に、調理場の  
何か有効な働きができないかとか、そういうメリットが大きいですし、何  
より、子どもにとっていい食環境が作れる、食育の推進が図れるというこ  
とで進めていますので、ぜひ皆様方のご理解とご協力をお願いしたいとこ  
ろでございます。

議長 よろしいでしょうか。それではご意見がないようですので、施設整備につ  
きましては、計画に添って進めていただきますようお願いいたします。その  
他、委員の皆様からご質問、ご意見等何かございますでしょうか。よろし  
いでしょうか。事務局の方でその他何かありますか。

所長 特にありません。



議長            それでは、本日の議事は以上でございますので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

                  (ありがとうございました。)

○閉会

司会            中村委員長、ありがとうございました。議事は以上で終わります。それでは以上をもちまして、本日の運営委員会を終了させていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。